

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスについては会社の経営上、業績の向上、継続的成長、新規事業戦略の展開等と並ぶ最重要課題であるとの認識の下、コンプライアンスを事業活動の土台とした中期経営計画の基本方針を策定し、当社グループの持続的な成長を目指しています。
当社の経営執行活動については、監査役会、会計監査人及び内部監査部門の3者が有機的連携の下に、業務の妥当性、適法性、効率性等の観点から経営を監視することを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	821,700	9.04
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	271,400	2.99
株式会社リョーサン	211,200	2.32
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	204,000	2.25
日本証券金融株式会社	196,300	2.16
米山 鐘秀	169,800	1.87
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイー エイシー	158,100	1.74
株式会社三井住友銀行	156,000	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	122,300	1.35
日本生命保険相互会社	110,700	1.22

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

- 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は121千株であります。
- 株式会社三菱東京UFJ銀行及びその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ投信株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から平成25年12月2日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年11月25日現在、株式会社三菱東京UFJ銀行が102千株(株式所有割合1.12%)、三菱UFJ信託銀行株式会社が239千株(株式所有割合2.63%)、三菱UFJ投信株式会社が18千株(株式所有割合0.20%)、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が15千株(株式所有割合0.17%)、計375千株(株式所有割合4.14%)の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- エフエムアール エルエルシー(FMR LLC)から平成25年3月25日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成25年3月18日現在、1,181千株(株式所有割合13.00%)の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数が確認できませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐治 寛	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐治 寛		平成20年6月まで、当社の主要な取引先(仕入・販売先)であるシャープ株式会社の代表取締役副社長に就任されておりました。	経営者としての豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただくとともに、幅広い見地から経営全般に的確な助言をいただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会と会計監査人は、年5回の定例報告会(監査役、及び会計監査人の業務執行社員が出席)を開催する他、必要に応じ(1)連絡会の開催(随時)(2)会計監査人による事業所監査への監査役の立会いも行っております。
監査役会と内部監査部門である監査室は、定期的(監査役、及び監査室長が出席)および必要に応じ随時情報交換会を開催し情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
都甲 和幸	公認会計士										△			
大宮 竹彦	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
都甲 和幸	○	平成20年6月まで、当社の会計監査人である三優監査法人に勤務しておりました。株式会社大戸屋ホールディングスの社外取締役を兼任しております。	公認会計士としての専門的知識や、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知見から経営に対する有益な助言と企業活動全般にわたる客観的・中立的な監査をしていただくため。 (独立役員指定理由) 都甲氏は、個人の公認会計士事務所と経営コンサルタント会社を経営しております。当社と都甲氏の現経営会社とは契約関係その他特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的な立場を保持していると判断し、指定したものです。
大宮 竹彦	○	弁護士資格を有し弁護士事務所の代表を務めております。	弁護士としての法律に関する専門的知識と豊富な経験を有しており、その知見から、社外監査役として企業活動全般にわたる客観的・中立的な監査を適切に遂行していただけると判断したため。 (独立役員指定理由) 大宮氏は、弁護士事務所の代表を務めていま

		す。当社と大宮氏が代表を務める弁護士事務所とは契約関係その他特別な関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、客観的・中立的な立場を保持していると判断し、指定したものです。
--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

内規で、役員賞与の総額について業績連動と規定しているため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期 取締役7名に対し総額119百万円の役員報酬を支払っております。
うち、社外取締役1名に対する役員報酬は6百万円であります。
監査役4名に対し総額19百万円の役員報酬を支払っております。
うち、社外監査役3名に対する役員報酬は総額7百万円であります。
連結報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、取締役ごとの業績評価に基づく基本報酬と、その役位に応じて算定される役員手当との合計額を基礎とし、会社の業績、従業員の給与等を総合的に勘案して決定いたします。
賞与につきましては、会社の業績、従業員の賞与額等を総合的に勘案し算定した総額を、取締役ごとの業績評価、役位に応じて按分して決定いたします。
この方針は、当社の取締役会の決議によって定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助すべき専任の使用人は置いておりませんが、取締役会を始めとして、重要な会議への出席の際の資料事前配布、及び照会ある際は適切に関係部署から対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(イ)業務執行に係る事項

当社は、取締役7名(内社外取締役1名)で構成する取締役会を原則月一回開催し、法令、定款その他社内規程で定められた事項の決議並びに取締役及び執行役員の業務執行状況の監督等を行っております。また、取締役、執行役員、常勤監査役をメンバーとする経営会議を原則月一回開催し、日常の業務執行に関する意思決定並びに経営課題に関する協議を行っております。更に、拠点長他幹部従業員を集めて月一回幹部

会議を開催し、業務状況の報告を受け、また業務指示の徹底を図っております。

(ロ) 監査役及び内部監査の組織、人員及び監査の手続きの概要

(1) 当社は監査役制度採用会社であり、監査役3名(内社外監査役2名)で監査役会を構成しております。監査役監査は、期初に定めた監査方針、監査役の業務の分担、監査計画に基づき実施しております。具体的には、全監査役が定例取締役会に出席し取締役の業務執行状況の報告を受ける他、各監査役はその他の重要会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、助言・勧告も行っております。そのほか連結子会社についても営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査しております。

(2) 監査室(内部監査担当部門)は、当社グループ全体の内部監査を計画的に実施し、内部統制システムの整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守の観点から検証しております。更に、主に社内業務システムから抽出できる異常値管理の他、特定事項について本社管理部門スタッフから任命により内部監査を行っております。又、監査室員は2名体制として内部監査の充実を図っております。

(ハ) 会計監査の状況

当社の会計監査は三優監査法人が行っており、期中、期末決算の本社監査を中心に、実地棚卸、支店営業所往査(含む海外連結子会社)等を行っております。独立監査人の監査報告書には、代表社員業務執行社員公認会計士小林昌敏、代表社員業務執行社員公認会計士齋藤浩史の両氏が署名・捺印しております。同監査法人との金融商品取引法上の監査契約は平成7年1月に締結され、平成8年9月期(当時は毎年9月が決算期となっております)の財務諸表から監査を受けております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士補等2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は執行役員制度を導入し、業務執行上の意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、社外取締役を選任し、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図っております。また、複数の社外監査役が監査を実施することにより、外部から客観的・中立的に経営を監視する機能が整っていると考えるため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	会社法で定めた発送期限より早く発送することによりしております。 第55期定時株主総会招集通知は平成27年6月3日に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	第55期定時株主総会を平成27年6月25日に開催
その他	招集通知に議決権行使書用紙の返送依頼文言を朱記表示 当社ホームページの株主総会招集通知はじめ総会関係資料を掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表後、速やかに決算説明会を開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、報告書、決算説明会資料等を当社ホームページに掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部長がIRの窓口となっております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令順守マニュアルで規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業理念「EX21」で社会の一員として、環境保全、法令順守等、企業の社会的責任を果たすことを規定。また、CSR推進室を設置し、ISO14001の認証維持活動を通じた環境保全活動、環境負荷物質規制に対応するためのグリーン調達活動等を実施。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムについては「内部統制システム構築の基本方針」(平成27年6月25日改定)に基づき実施しております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念Ex21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、当社グループの取締役及び使用人に順守を求める。

(2) 取締役は、職務執行における法令、定款、社内規則・規程等の順守状況について日常的に相互監視を行うとともに、取締役会において他の取締役の職務執行の監督を行う。

(3) 監査室によるモニタリングのほか、内部通報規程に基づき、法令・定款等に違反する行為や企業倫理違反行為等の内容を会社に通報・相談する窓口を設置し、社内自浄能力の向上を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに取締役会規則及び文書保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(2) その保存については、極力電磁的記録保存を併用して、必要時に随時検索、閲覧可能な体制を構築する。

(3) 取締役並びに監査役は、それらの情報を常時閲覧できる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業活動・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの他、様々な潜在的リスクの早期抽出・評価・対策が重要な課題であるとの認識の下、リスク管理に関する規程を制定、運用し、損失発生の未然防止または被害の最小化に取り組む。

(2) 事業環境の変化等の応じて、リスク管理体制を見直す他、債権管理規程や在庫管理規程等の関連規程を定期的に見直し、当社グループの取締役及び使用人にその内容を周知徹底する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、社外取締役を選任し、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行上の意思決定の迅速化と効率化を図る。

(2) 取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営会議における十分な審議を経て取締役会に付議する。

(3) 業務執行については、業務令、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、グループ各社に対する役員の派遣等を通じて、グループ会社の運営を監視、監督する他、監査室が当社グループの内部統制の整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守の観点から検証することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(2) 当社は、グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ適宜報告することを義務付ける。

(3) 当社は、当社グループ全体の中長期経営計画及び年度事業計画の策定並びに当社グループ全体の経営指標の導入等を通じ、当社グループにおける職務の執行が効率的に行われる体制の整備に取り組む。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。

7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合には、その使用人の独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役会の事前の同意を得る。

8. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項のほか、当社及びグループ各社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他予め定めた監査役会への報告事項を遅滞なく報告する。

また、監査役に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

(2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、内部統制委員会等の重要会議に出席する機会を確保する。

また、監査役がこれらの会議に先立ち事前に提供される関係文書、資料を閲覧し、当社グループの取締役又は使用人に追加の説明、報告を求めた場合には速やかにこれに応じる。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。

(2) 監査室は、監査役と定例的な打合せ会を開催し、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について情報や意見の交換を行い、監査体制の充実を図る。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 経営者は、組織の全ての活動について最終的な責任を有しており、その一環として、本基本方針に基づき内部統制を整備及び運用する。

(2) 取締役会は、経営者による内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有している。

(3) 監査役は、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。

(4) 監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の整備及び運用状況を検証、評価し、必要に応じて、その改善策を促す。

12. 反社会的勢力を排除するための体制

(1) 当社グループは、「法令順守マニュアル」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える所謂反社会的勢力及び団体とは断固として絶縁する旨定めている。

(2) 当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行っており、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携のうえ対応できる体制にある。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記内部統制システム等に関する基本的な考え方及びその整備状況の12.に記載

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

特別なルール等の策定はしていません。今後の企業を巡る社会・経済情勢を勘案して判断していく所存であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は有価証券の発行体として企業情報の適時・的確な開示が、投資者の投資判断にとって最も基本的かつ重要であることを銘記し、またこの開示が適正になされることにより資本市場の公正な運営が担保されとの認識の下、その有価証券が取引される株式会社東京証券取引所の諸規則、ガイドライン等に準拠しつつ適時・的確な企業情報の開示に努めます。

当社の決定事実、発生事実、決算情報、業績予想・配当予想の修正等、その他の情報、および子会社の情報は当社の組織において我が国の関係法令、当社定款および諸規則に則り決定され、または各種情報源からの情報により認識され、代表取締役社長に報告された後、取締役会を経て開示される体制となっております。

＜コーポレート・ガバナンス体制の模式図＞



